

令和5年6月9日

会員薬局各位

一般社団法人広島市薬剤師会  
会長 中野真豪

広島大学病院・広島赤十字原爆病院におけるプロトコル運用開始について  
【運用開始、ホームページへ関係資料掲載】

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は本会の事業運営に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、**6月12日**より運用開始が決定しましたのでお知らせいたします。

また、5月29日に開催致しました「プロトコル運用に関する説明会」の説明動画及び関係資料・様式・Q&A等を当会ホームページ内会員専用ページに掲載致しましたのでご確認ください。

今回のプロトコルを会員薬局が上記の2病院で運用するためには、広島市薬剤師会と広島市薬剤師会会員薬局との間で合意書を取り交わす必要があります。また、その合意事項の中にはプロトコル運用説明会にて内容を確認した会員薬局管理薬剤師の署名等が必要となります。

つきましては、説明会へ参加された会員薬局におかれましては、合意書をダウンロードし当会へご提出ください。説明会へ参加されていない会員薬局におかれましては、説明動画及び関係資料等をご確認のうえ、合意書をご提出下さいますようお願い致します。

当会での合意書【2部ご用意ください】の受付及び合意印の販売は、**6月12日**より開始致します。

なお、Q&Aには説明会での「質疑応答」を掲載しております。また、今後皆様から寄せられた質問・情報提供も随時掲載予定としておりますので、引き続きご確認くださいよう併せてお願い致します。

■掲載場所

広島市薬剤師会ホームページ ⇒ 会員ログオン ⇒ 各種ダウンロード

※パスワード等は「市薬だより」最終頁に記載しております

[http://www.hiroshiyaku.org/train\\_files.php](http://www.hiroshiyaku.org/train_files.php)

■説明会へ参加された会員薬局へ連絡

「質疑応答」以下の回答につきまして、一部訂正等がございます。

Q.保険薬局が広島市薬剤師会の会員であれば対象なのでしょうか。

それとも管理薬剤師が薬剤師会会員である必要があるのでしょうか。

➡ 回答を訂正いたします。Q&Aをご確認ください。

Q.合意印は、広島市薬剤師会に行き購入で間違いはないでしょうか

➡ 郵送も可能としました。Q&Aの手順をご確認ください。